

第6回土地等利用状況審議会 議事録

令和5年9月11日

【事務局】 それでは、これから「土地等利用状況審議会」の第6回会議を開催させていただきます。

なお、本日御発言いただく際は、机上の備え付けマイクを御使用ください。御発言の際にスイッチを入れ、御発言が終了しましたら、再度スイッチを押していただき、必ず電源をお切りいただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、会長より、議事の進行をお願いいたします。

【会長】 皆さん、おはようございます。

お暑い中御参集いただきまして、ありがとうございます。

本日は、高市早苗大臣、星野剛士副大臣、中野英幸大臣政務官にも御出席いただいております。

ありがとうございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、初めに、高市大臣より、第6回審議会の開催に当たりまして、一言御挨拶をいただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【高市大臣】 皆様、おはようございます。

土地等利用状況審議会も第6回となりました。

毎回長時間に及ぶ御審議をいただいております。

本日も、大変御多用の中御参加いただき、心より感謝を申し上げます。

前回、6月の審議会で御了承いただきました2回目の区域指定につきましては、7月12日に告示し、先月、8月15日に施行されました。

本日は、3回目の区域指定に向けまして、その候補となる区域を提示させていただきます。

委員の皆様にご議論をいただき、その御意見を踏まえた上で、関係の地方公共団体からの意見聴取、また、関係行政機関などとの協議を行ってまいります。

これからも重要施設とか国境離島などへの機能阻害行為につきまして、これを防止するために、区域の指定を進めます。

これまで指定した区域内の土地、建物の利用状況につきましても、しっかりと調査して、実態把握を進めてまいります。

本日も、ぜひとも忌憚のない御意見を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

ありがとうございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、申し訳ございませんが、プレスの方は、ここで御退室をお願いできますのでし

ようか。

(報道関係者退室)

【会長】 それでは、退室されたようでございますので、最初に、本日の出欠状況と会議の定足数につきまして、事務局から御報告をお願いいたします。

【事務局】 事務局より御報告させていただきます。

本日は、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員、〇〇専門委員が御欠席となっております。

土地等利用状況審議会令第2条第1項では、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができないと規定されておりますが、本日は10名の委員の方のうち、7名の委員の方の御出席がございますので、定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

以上でございます。

【会長】 ありがとうございます。

それでは、早速ですが、議事に入りたいと思います。

前回の審議会にて、皆様に御議論、御承認いただきました2回目の区域指定の候補につきましては、今、大臣からもお話がございましたが、7月12日に指定がなされ、先月、8月15日に施行されたところでございます。

2回目の区域指定のうち、土地、建物につきましては、初回の指定区域と同様に、内閣府においてその利用実態把握に向けて調査を進めているところと思います。

さて、今般、事務局にて、3回目の区域指定の候補がまとめられました。

そこで、本日は、事務局から3回目の区域指定の考え方。

2番目に、3回目の区域指定の候補。

3番目に、今後のスケジュールにつきまして、資料に沿って御説明いただき、これらにつきまして審議を行っていきたいと考えております。

区域の指定に当たりましては、法律上、あらかじめ本審議会の意見を聴かなければならないとされていますので、これまでの区域指定の際と同様に、3回目の区域指定の候補につきましては、皆様の御意見をいただきたいと思っております。

それでは、事務局から資料の説明をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

【事務局】 それでは、早速、資料について、政府側から御説明申し上げます。

ページをおめくりください。

本日は、3回目の区域指定について御審議いただきます。

まず、区域指定の基本的な考え方について、改めて御説明いたします。

次に、3回目の候補選定の考え方について触れた上で、3回目の区域指定の候補を御紹介いたします。

最後に、今後のスケジュール等について御紹介申し上げます。

では、次のページをお願いいたします。

この表は、第2回審議会及び第4回審議会でも提示したのですが、注視区域と特別注視区域の指定の類型をまとめたものでございます。この類型に基づき、今回も御審議いただくこととなります。

説明については、省略いたします。

次のページをお願いいたします。

次に、経済的社会的観点からの留意点でございます。

候補となる重要施設、国境離島等は、2ページの類型とともに、経済的社会的観点からの留意事項についても考慮することとしております。

今回の候補には、都市部に所在する自衛隊施設が含まれておりまして、一部の施設については、その周辺に指定される注視区域について、面積の大部分が人口集中地域、DIDであり、かつ、人口約20万人の市町村、または特別区の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村、また、特別区が存在すると認められるため、特定重要施設の要件に該当しても、現下の安全保障環境を踏まえつつ、3ページの1ポツ、注視区域又は特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項も含めて総合的に勘案した結果として、その周囲を特別注視区域として指定しない事例がございます。

具体的には、後ほど区域ごとの指定事由の説明を併せて申し上げます。

4ページをお願いいたします。

それでは、3回目の区域指定の考え方について説明申し上げます。

第2回の審議会でも御説明したとおりですが、区域指定の候補は、相当な数に上ることが見込まれます。

このため、これらの施設などの重要性や、現地の状況を容易に把握できるかどうか、あるいは区域の外縁の線引きが容易であるかどうか、また、これらの施設等を所管する関係機関との調整も必要となってきますので、これらを総合的に勘案し、準備が整ったものから順次指定していく形で進めることとしております。

このような考え方の下、昨年12月の1回目の指定では、無人の国境離島、及び当該離島と同一市町村に所在する施設等のうち、準備が整った58か所、特別注視区域29か所、注視区域29か所の区域を指定いたしました。

また、本年6月の2回目の指定では、国境離島等、及び当該離島等と同一の地方公共団体に所在する施設等のうち、準備が整った161か所、特別注視区域40か所、注視区域121か所の区域を指定いたしました。

累計で、今まで219か所の区域を指定させていただきました。

3回目の指定でも、準備が整ったものから順次という考え方を踏襲することとしておりまして、今回は防衛関係施設、及びそれらと同一の地方公共団体に所在する他の施設のうち、準備が整ったものを指定の候補としております。

5ページをお願いいたします。

まず、3回目の区域指定の概括、全体像をお話いたします。

さきに申しあげましたとおり、3回目の指定では、防衛関係施設、及びそれらと同一の地方公共団体に所在する施設のうち、準備が整ったものを候補としております。

まず、防衛関係施設です。

自衛隊施設については、北海道の札幌駐屯地や千歳基地、埼玉県の入間基地、東京都の防衛省市ヶ谷庁舎や練馬駐屯地、愛知県の守山駐屯地、広島県の呉地方総監部、熊本県の健軍駐屯地など、207施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

また、今回は米軍施設も指定いたします。

広島県の広弾薬庫や秋月弾薬庫、福岡空港に隣接する板付飛行場など、6施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

原子力関係施設でございますが、防衛関係施設と同一の地方公共団体に所在する施設として、大阪府の原子力燃料工業株式会社熊取事業所、愛媛県の伊方発電所、佐賀県の玄海原子力発電所の3施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

空港でございます。

防衛関係施設と同一の地方公共団体に所在する施設として、北海道の新千歳空港、愛知県の名古屋飛行場、福岡県の福岡空港など、6施設の周囲の区域を指定したいと考えております。

なお、これらの空港は、国や県が管理する空港ですが、自衛隊施設が隣接し、かつ、自衛隊も使用する空港として対象となるものです。

区域の数は、全体で特別注視区域は46か所、注視区域が134か所、計180か所となります。

6ページをお願いいたします。

ここからは、具体的な候補を申し上げます。具体的な指定対象を理由とともに御紹介申し上げます。

北海道でございます。

北海道札幌市の丘珠駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、また、苗穂支処も自衛隊の機能支援を行う施設であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

札幌駐屯地及び真駒内駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、注視区域内の面積の大部分が人口集中地区、いわゆるDIDでございます。かつ、注視区域が属している札幌市が人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われていると認められることから、現下の安全保障環境を踏まえつつ、総合的に勘案した結果として、自衛隊の機能支援を行う通信施設である藻岩山無人中継所の周辺の区域と併せて、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

真駒内弾薬庫は、自衛隊の機能支援を行う施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

函館市、七飯町、鹿部町の横津岳無線中継所ですが、自衛隊の機能支援を行う施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

函館市の函館駐屯地及び函館基地隊本部は、自衛隊の活動拠点として、また、汐首無人中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設として、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

旭川市、鷹栖町の旭川駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、札幌駐屯地と同様、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、自衛隊の機能支援を行う施設である近文台燃料支処、近文台弾薬支処の周辺の区域と併せて、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

旭川市の神居山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設として、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

帯広市、芽室町の帯広駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

岩見沢市の岩見沢駐屯地は、自衛隊の活動拠点として、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

網走市の網走分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

留萌市の留萌駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

7ページをお願いいたします。

苫小牧市及び千歳市です。

東千歳通信所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の施設でございます。

東千歳駐屯地及び千歳基地は、指揮中枢・司令部機能を有する自衛隊施設でございます。それぞれ周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、北千歳駐屯地は、自衛隊の活動拠点として、千歳試験場は、自衛隊の装備品の研究開発等を行う防衛装備庁の技術試験施設として、新千歳空港は、生活関連施設の空港施設として、それぞれの周辺のうち、東千歳駐屯地、東千歳通信所、千歳基地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

苫小牧市の樽前無人中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

稚内市の宗谷通信所は、警戒監視・情報機能を有する沿岸監視を行う自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に、また、稚内分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

美唄市の美唄駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

名寄市の名寄駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

千歳市、恵庭市の南恵庭駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定し

たいと考えております。

滝川市、新十津川町の滝川駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

登別市の幌別駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

恵庭市の北海道補給処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、また、北恵庭駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

石狩市、当別町の当別分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

八雲町の八雲高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

奥尻町の奥尻島分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

倶知安町の倶知安駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

8ページでございます。

積丹町の積丹中継所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

余市町の余市防備隊は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

由仁町、長沼町の長沼高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

新十津川町の新十津川無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

沼田町の沼田弾薬支処、上富良野町の多田弾薬支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、また、同じく上富良野町の上富良野駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

南富良野町の落合岳無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

占冠村、日高町の日高弾薬支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

礼文町の礼文分屯地は、警戒監視・情報機能を有する沿岸監視を行う自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

美幌町の美幌駐屯地、遠軽町の遠軽駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

白老町の白老弾薬支処、ポロト無線中継所、虎杖浜無人中継所は、自衛隊の機能支援を

行う補給及び通信施設であり、周囲をそれぞれ注視区域に指定したいと考えております。

安平町の安平弾薬支処、熊の頭無線中継所、早来燃料支処は、自衛隊の機能支援を行う補給及び通信施設であり、周囲をそれぞれ注視区域に指定したいと考えております。

えりも町の襟裳分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

新ひだか町の静内駐屯地、鹿追町の鹿追駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲をそれぞれ注視区域に指定したいと考えております。

本別町、足寄町の足寄弾薬支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

釧路町の釧路駐屯地、別海町の別海駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

標津町の川北通信所、標津分屯地、羅臼町の羅臼分室は、いずれも警戒監視・情報機能を有する沿岸監視を行う自衛隊施設であり、周囲をそれぞれ特別注視区域に指定したいと考えております。

9ページをお願いいたします。

次からは、宮城県でございます。

宮城県仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町の高賀城駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

仙台市の仙台駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、自衛隊の活動拠点となる霞目駐屯地と併せて、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

山形県でございます。

山形県天童市、東根市の神町駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、神町飛行場は、自衛隊の活動拠点として、山形空港は、生活関連施設の空港施設として、それぞれの周囲のうち、神町駐屯地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

茨城県でございます。

茨城県土浦市、阿見町の霞ヶ浦高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット(PAC3)の配備拠点であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、武器学校は、防衛に関する研究施設として、霞ヶ浦駐屯地は、自衛隊の活動拠点として、朝日燃料支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設として、航空装備研究所土浦支所は、自衛隊の装備品の研究開発等を行う防衛装備庁の技術研究施設として、それぞれの周囲のうち、霞ヶ浦高射教育訓練場に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

小美玉市の百里基地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に

指定したいと考えております。

群馬県でございます。

群馬県前橋市の赤城山無人中継所は、自衛隊の機能支援を行う施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

高崎市、渋川市、榛東村、吉岡町の相馬原駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

ページをおめくりください、10ページです。

群馬県高崎市、藤岡市、玉村町、埼玉県上里町の新町駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

高崎市、藤岡市の吉井弾薬支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

埼玉県でございます。

埼玉県川越市、ふじみ野市、三芳町の大井通信所は、警戒監視・情報機能を有する施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

狭山市、入間市の入間基地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域に指定したいと考えています。

千葉県でございます。

千葉県千葉市、四街道市の高射学校は、防衛に関する研究施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

銚子市、旭市の次世代装備研究所飯岡支所は、研究所の機能に加え、警戒監視・情報機能を有する施設であることから、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

市川市、松戸市、鎌ヶ谷市の松戸支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

船橋市、習志野市、八千代市の習志野高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、自衛隊の活動拠点である習志野駐屯地の周辺の区域と併せて、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

館山市の館山航空基地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、タカン局は、自衛隊の機能支援を行う施設でございます。その周辺のうち、館山航空基地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

木更津市の木更津飛行場は、自衛隊の活動拠点であり、また、木更津航空補給処及び木更津分屯基地は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲をそれぞれ注視区域に指定したいと考えております。

11ページをお願いいたします。

千葉県松戸市、柏市、鎌ヶ谷市、白井市の下総航空基地は、自衛隊の活動拠点であり、その周辺を注視区域に指定したいと考えております。

旭市の飯岡受信所は、警戒監視・情報機能を有する通信施設であり、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

柏市の柏高射教育訓練場は、自衛隊の活動拠点であり、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

柏市、流山市の柏送信所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

市原市、長柄町の市原送信所、及び鴨川市、南房総市の峯岡山分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する通信施設やレーダーサイトであり、その周辺を特別注視区域に指定したいと考えております。

君津市、富津市の三舟山無人中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

東京都でございます。

東京都千代田区、新宿区の防衛省市ヶ谷庁舎は、内部部局や各幕等が所在し、指揮中枢・司令部機能を有することから、特定重要施設に該当しますが、区域の面積の全てが人口集中地区、DIDでございます。また、千代田区及び新宿区の土地取引件数も非常に多く、人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上であると認められることから、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

北区、板橋区の補給統制本部は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

板橋区、練馬区の練馬駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

府中市、小金井市の府中基地は、同じく司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当いたしますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

岐阜県土岐市、愛知県瀬戸市、豊田市の三国山無線中継所施設は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、その周囲を注視区域に指定したいと考えております。

岐阜県各務原市の岐阜高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点であり、敷地が一体である岐阜基地と併せて、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

岐阜県海津市、三重県桑名市の多度山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

12ページをお願いいたします。

静岡県でございます。

静岡県浜松市の浜松基地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

愛知県でございます。

愛知県名古屋市守山の守山駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

名古屋市、春日井市、小牧市、豊山町の小牧基地は、自衛隊の活動拠点であり、また、名古屋飛行場は、生活関連施設の空港施設として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

岡崎市、豊川市、新城市の本宮山無線中継所施設は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

瀬戸市、春日井市の高蔵寺分屯基地は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、また、高座山無線中継所地区は、自衛隊の機能支援を行う通信施設として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

春日井市、小牧市の春日井駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

豊川市の豊川駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

豊川市、蒲郡市の宮路山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

三重県でございます。

三重県津市の久居駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

次に、津市、伊賀市の笠取山分屯基地は、警戒監視・情報機能を有するレーダーサイトであり、その下の白山高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点として、それぞれの周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

伊勢市、明和町の明野駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

滋賀県でございます。

滋賀県大津市の大津駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

高島市の今津駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

その下の饗庭野高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

大阪府でございます。

大阪府大阪市、八尾市、松原市、柏原市、藤井寺市の八尾駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、また、八尾空港は、生活関連施設の空港施設として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

13ページをお願いいたします。

大阪府泉大津市及び和泉市の信太山駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

泉佐野市、熊取町の原子燃料工業株式会社熊取事業所は、原子力燃料の加工施設であり、生活関連施設の原子力関係施設として、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

大阪府東大阪市、奈良県生駒市の生駒無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

兵庫県でございます。

兵庫県神戸市、西宮市、芦屋市の六甲無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

神戸市の阪神基地隊は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

姫路市の広峰無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、また、姫路駐屯地は、自衛隊の活動拠点として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

西宮市、宝塚市の船坂無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

伊丹市、宝塚市、川西市の伊丹駐屯地、千僧駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、自衛隊の活動拠点である川西駐屯地の周辺の区域と併せて、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

相生市、たつの市の榊山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

小野市、加西市、加東市の青野原高射教育訓練場は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

丹波篠山市、猪名川町の大野山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

淡路市の仮屋磁気測定所は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

広島県です。

広島県広島市、海田町、熊野町の天狗坊山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

14ページをお願いいたします。

広島県広島市、海田町及び坂町の海田市駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

呉市の膳棚山受信所は、警戒監視・情報機能を有する通信施設であり、その周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

その下の灰ヶ峰無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、また、灰ヶ峰通信施設は、在日米軍の機能支援を行う通信施設として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

その下の呉地方総監部及び係船堀地区は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、呉港務部第3区、呉警備隊、呉上陸所、からす小島係留所、自衛隊呉病院は、自衛隊の活動拠点であり、また、呉第六突堤は、在日米軍の活動拠点として、その周辺のうち、呉地方総監部及び係船堀地区に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

吉浦燃料貯蔵所、大麗女弾薬庫は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

その下の広弾薬庫は、在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

三原市、尾道市及び世羅町の御調無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

福山市の彦山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

ページをおめくりください、15ページです。

広島県東広島市の川上弾薬庫は、在日米軍の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

江田島市の切串弾薬庫は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

その下の秋月電纜倉庫は、自衛隊の機能支援を行う補給施設として、小用上陸所、標的機整備隊は、自衛隊の活動拠点として、第1術科学校は、防衛に関する研究施設として、秋月弾薬庫は、在日米軍の機能支援を行う補給施設として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

その下の飛渡瀬燃料貯蔵所及び野登呂山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

徳島県でございます。

徳島県徳島市、鳴門市、松茂町の徳島航空基地は、自衛隊の活動拠点であり、また、徳

島燃料貯蔵所は、自衛隊の機能支援を行う補給施設として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

小松島市の小松島航空基地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

小松島市、阿南市の那賀川送信所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、徳島駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、その周辺のうち、那賀川送信所に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

美馬市、三好市、那賀町の剣山無線中継所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

香川県でございます。

香川県善通寺市、三豊市の善通寺駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、大麻山弾薬庫、大麻山無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う施設であり、その周辺のうち、善通寺駐屯地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

愛媛県でございます。

愛媛県松山市、東温市の松山駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

伊方町の伊方発電所は、発電用原子炉施設であり、生活関連施設の原子力関係施設として、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

福岡県でございます。

福岡県北九州市の富野弾薬支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、また、小倉駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

16 ページでございます。

福岡県福岡市、春日市、大野城市、太宰府市の福岡駐屯地、春日基地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、特定重要施設に該当しますが、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ、自衛隊の活動拠点である自衛隊福岡病院の周辺の区域と併せて、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

福岡市、大野城市、志免町、粕屋町の春日基地飛行場地区は、自衛隊の活動拠点であり、板付飛行場は、在日米軍の活動拠点であり、また、福岡空港は、生活関連施設の空港施設として、それぞれの周囲を注視区域に指定したいと考えております。

福岡市、那珂川市、佐賀県神埼市、吉野ヶ里町の背振山分屯基地は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊のレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

福岡県久留米市の久留米駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

久留米市、広川町の高良台高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

飯塚市、宮若市、小竹町の飯塚駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

行橋市、みやこ町、築上町の築城基地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、築城高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、築城送信所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、その周辺のうち、築城基地、築城高射教育訓練場に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

小郡市、鳥栖市、基山町の小郡駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

17ページでございます。

福岡県芦屋町、岡垣町、遠賀町の芦屋高射教育訓練場は、防空機能を有するペトリオット（PAC3）の配備拠点として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、芦屋基地は、自衛隊の活動拠点であり、その周辺のうち、芦屋高射教育訓練場に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

筑前町の太刀洗通信所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

佐賀県でございます。

佐賀県唐津市、玄海町の玄海原子力発電所は、発電用原子炉施設であり、生活関連施設の原子力関係施設として、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

鳥栖市の鳥栖燃料支処は、自衛隊の機能支援を行う補給施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

吉野ヶ里町、上峰町、みやき町の目達原駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

長崎県でございます。

長崎県大村市の大村航空基地は、司令部機能を有する自衛隊施設として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

また、竹松駐屯地、大村駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、その周辺のうち、大村航空基地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

平戸市の白岳無線中継所、雲仙市の瑞穂無人中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

熊本県でございます。

熊本県熊本市、大津町、菊陽町、西原村、益城町の高遊原分屯地は、自衛隊の活動拠点であり、また、熊本空港は、生活関連施設の空港施設として、それぞれの区域を注視区域に指定したいと考えております。

熊本市の健軍駐屯地は、南西方面における陸上自衛隊の運用をつかさどる司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域、また、自衛隊熊本病院は、自衛隊の活動拠点であり、その周辺のうち、健軍駐屯地に係る特別注視区域と重ならない部分を注視区域に指定したいと考えております。

18ページでございます。

北熊本駐屯地は、司令部機能を有する自衛隊施設であり、周囲を特別注視区域として指定したいと考えております。

熊本市、玉名市、玉東町の三の岳無線中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

熊本県人吉市、宮崎県えびの市のえびの送信所は、警戒監視・情報機能を有する自衛隊の通信施設であり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

熊本県水俣市、芦北町の大関山無線中継所、山鹿市の西岳無人中継所、宇城市の不知火無人中継所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、それぞれ周囲を注視区域に指定したいと考えております。

宮崎県でございます。

宮崎県都城市の都城駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

小林市、えびの市のえびの駐屯地は、自衛隊の活動拠点であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

串間市の高畑山分屯基地は、警戒監視・情報機能を有するレーダーサイトであり、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

新富町の富田送信所は、自衛隊の機能支援を行う通信施設であり、周囲を注視区域に指定したいと考えております。

また、新田原基地は、司令部機能を有する自衛隊施設として、周囲を特別注視区域に指定したいと考えております。

以上をまとめますと、北海道から宮崎県までの25都道府県219市区町村の重要施設となりまして、3回目の指定分の区域数としては合計で180か所を予定しております。

19ページをお願いいたします。

今後のスケジュールについてでございます。

本日の審議会において、3回目の区域指定の候補について御審議いただきまして、速やかに関係地方公共団体に対して区域図の案を送付し、意見聴取を開始したいと考えております。

意見聴取はおよそ1か月程度を見込んでおりまして、その後、地方公共団体からの意見

聴取結果を整理した上で、関係行政機関の長との協議を経て、次回の審議会において改めて御審議いただきたいと考えております。次回の審議会も、できるだけ速やかに開催できればと考えているところでございます。

20ページをお願いいたします。

最後に、広報・周知の状況について御説明申し上げます。

こちらの資料で御紹介している取組については、関係地方公共団体をはじめとした関係各所に御協力をいただきながら引き続き取り組んでおります。

なお、関係地方公共団体につきましては、1回目の区域指定の際と同様に、2回目の指定に係る全ての関係地方公共団体において、リーフレットの配布や広報誌への記事掲載、SNSによる発信などについて御協力をいただいたところでございます。

また、先般の意見聴取における関係地方公共団体の意見を踏まえ、内閣府のホームページに重要土地等調査法の制度や運用手続の概要に関する解説動画を新たに掲載し、周知の充実を図っております。

今後も、関係各所の御協力を得つつ、周知・広報の充実を図ってまいります。

以上が、本日、政府側から御説明させていただきたい内容となります。

【会長】御説明ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がございました、3回目の区域指定に関する内容及び今後のスケジュールについて、これから御審議いただきたいと思っております。

それでは、発言のある方は、挙手をお願いいたします。

では、〇〇専門委員からどうぞ。

【専門委員】大変詳細な御説明をありがとうございました。

御説明を聞くだけでも、区域指定について、膨大な事務処理が必要で、そのことにつきまして、ずっと精力的に事務局がこなしておられることに対して、まず、敬意を表させていただきたいと思っております。

その上で、大変申し上げにくいのですが、私は、今回の区域指定の中で、御再考をお願いしたい点が1点ございます。

これは、はっきりと申し上げまして、防衛省の市ヶ谷地区でございます。

これにつきましては、私から言うまでもございませんが、防衛大臣が常に勤務しておられる場所であるとともに、防衛大臣がそこに勤務しているということは、我が国の自衛隊の指揮系統の中で、大臣を中心としますコマンドチェーンの最も大事な結節点になっているということでございます。

そのために、市ヶ谷地区には、大臣を支える組織だけではなくて、情報本部といった実態的に大変重要な機能を果たしている組織が存在しておるわけですが、言葉を変えて申し上げますと、機能阻害行為を行われたときに、最も困る組織であります。これが今回、特別注視区域になっていないことについては、はっきりと申し上げて、御再考いただかないといけないのではないかと考えております。

もちろん、法の構造としまして、先ほど来御説明がありますように、経済的社会的観点から留意すべき事項ということで、人口が集中しているということ、土地取引件数が非常に多いことも事前に御説明をいただいておりますので、そのことに対して、私自身は理解いたします。

他方、先ほど申し上げたように、我が国の防衛機能の中で、ある意味最も大事だと思われる組織がいて、そこに所在している施設について、他の施設と同じような形で、総合的に勘案した結果、これを外すべきだということであるとしたら、そこは判断が少し適切ではないのではないかと。大変言葉が強くて申し訳ないのですが、そういう率直な印象を持ちます。

なおかつ、この法律ができたときに、様々な御議論があったと聞いております。

それは政府部内、あるいは与党の中でも様々な御議論があったと思いますし、そのこと自体については、最終的に国民的に受け入れられる結論を得るという意味で必要なプロセスだと思います。

他方、法律が議論された時期は、令和3年までの間でございます、その後、国際情勢で言えば、昨年ウクライナの侵略があったわけでございます。

これをきっかけにして、国民の間での防衛に対する非常に高い関心が生まれてきておるのは間違いない事実だと思いますので、私は法制定時からの御議論を無視するつもりはございませんが、その後の事情変更が当然あるのではないかと思います。

そういう意味で、様々なほかに大事な施設がこの中に含まれていると思いますが、少なくとも市ヶ谷地区については、これまでの議論の延長線上の問題として、人口稠密であることと土地取引の件数が多いことを勘案して特別注視区域にしないということになれば、その分、ある意味抑止力を低下させることになり、適切な判断ではないのではないかと私は感じます。

以上でございます。

【会長】ありがとうございます。

ただいまの御意見に関連して、何か発言はございますか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

今回、事務局の大変膨大な作業について、きめ細かな御検討をいただきましたことに、敬意を表したいと思います。

ただいまの〇〇専門委員の御意見に関連して、今回の指定の特徴は、区域指定がかなり都市部に入ってきたということで、その中で注目すべきは、本来ならば特別注視区域に指定すべきだけれども、社会経済上の考慮から注視区域にしましたという御説明がございました。

私のメモだと、12か所、それがあってはないかと思うわけですが、それぞれの12か所について、個性があると思うのです。

したがって、社会経済活動への配慮とともに、安全保障上の配慮の2つの要請をどのようにバランスするのかについて、それぞれの本来、特別注視区域に指定すべきだけれども、注視区域にしましたという理由をきめ細かに説明していくことも大事なのではないかと思います。

したがって、例えば人口集中状況とか土地取引件数についても、都市によってかなり差があると思いますし、場合によっては、ボーダーラインに当たるようなものについては、どの辺りでボーダーラインになるのかについても、資料は十分に調査されていると思いますが、審議会でもそれをきちんと検討したのだということが分かることが重要かと思いました。そういう意味では、そういう個性が分かる資料も加えた上で、経済社会活動への考慮から、これは注視区域にしたのだと説明できるのがよいのではないかと考えております。

とりわけ、今、〇〇専門委員からも御説明がございまして、防衛省市ヶ谷庁舎については、安全保障上の考慮も最も重要な施設である。しかし、社会経済活動への配慮も最も必要な地域でもある。その意味では、この2つの要請のバランスを取るのには難しい問題だと思うのです。

難しい問題だけに、これに正面から向き合って、こういう判断をしましたということについては、十分に議論を尽くすべきだと私も思いました。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

関連して、〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇でございます。

これまでの指定と比較しますと、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえる領域が出てきたということで、本来ならば特別注視区域であっても、注視区域とするという判断は、今後も増えていくことになると思います。

基本的には、3ページの2にある要件、人口集中地区であって、土地取引の件数が多いという2つの要件を満たした場合には、注視区域と考えるという運用がなされているようにお聞きいたしました。その意味では、裁量の余地があるようでありながら、この要件を満たせば、注視区域になることが想定できるとの印象を持ちました。

もちろん、経済活動の自由を尊重するという観点からは、注視区域にとどめることは積極的に検討すべきことではございますが、重要土地等調査法では、もともと市民生活への影響は非常に限られているというつくりになっていると思います。

私自身は、今回の市ヶ谷も含めて、区域指定には賛成したいと考えておりますが、慎重な検討が必要になるのは事実であると考えております。

それぞれの地区に個性がありながら、3ページの2の要件があれば、それをもって注視区域になる蓋然性が高いということであれば、それも含めてどのような基準で判断を行うのかについて示すことも、御理解を頂くための案ではないかと考えております。

いずれにしても、特別注視区域か、注視区域かということでは、様々な議論があり得ると思いますので、市民の皆様の理解が得られるように、不公平感が出ないように、法を円滑に運用していくことが必要であると思っております。

市ヶ谷を、少なくとも現段階で特別注視区域から外しておくことは、法律の運用にとっては必要なことではないかと考えました。

以上でございます。

【会長】ありがとうございました。

それでは、〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

まず、事務局の皆さんの精力的な作業に敬意を表したいと思います。

今議論になっていた、本来でしたら特別注視区域に当たる指揮中枢・司令部機能を持っているところだけでも、今回、住宅密集地ということで、注視区域に落としたところに関して、どのように考えるべきか。

特に、〇〇専門委員からもありましたように、市ヶ谷庁舎はPAC3もありますし、それが外からも見える状況ですので、かなり重要性は高いと思います。

一方で、安全保障と自由な経済活動のバランスをどのように取るかという中で、これまで何も指定されていなかったのを、まずは注視区域に指定することは一つのステップなのかなど。スモールスタートで始めることはあるのではないかと私自身は思っています。

ただ、先ほどから出ていますように、ほかの特別注視区域から注視区域に落としたところと性格が違うことを、特に防衛省の市ヶ谷庁舎、もしかしたら西部方面の防衛拠点も含めて、これらは、緊急時には要検討の地域であることを記しておくことが必要なのではないかと考えます。

【会長】ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。

よろしければ。

では、〇〇委員、どうぞ。

【委員】ありがとうございます。

私も、基本的には、今、〇〇委員がおっしゃったように、法の適切な運用をしていくという前提で、今回の区域指定に賛成いたします。

その上で、指定した後に、本来であれば特別注視区域であったはずのところは注視区域になったところは、うやむやにはならないようにしなければいけないと考えております。

一覧表にしたときに、注視区域の中で、本来であれば、特別注視区域として重点的に取引を把握しなければならなかったところについては、今、〇〇委員から、何か付記しておくということもありましたが、ここはほかの注視区域とは性質が違うのであるということは今後もきちんと残しておき、登記簿などの基本情報を把握しつつ、そこはより重点的にプロセスをきちんと注視していくことは留意しておく必要があると考えております。

【会長】ありがとうございました。

ほかに。

特になければ、事務局からお答えいただきたいと思います。

【事務局】市ヶ谷を中心に、全体として、本来特別注視区域であって経済的社会的観点から注視区域にしているものについての御意見をいただきました。

基本的な考え方から先に申し上げたいと思います。

まず、基本方針におきまして、経済的社会的観点からの留意事項といたしまして、区域の指定につきましても、安全保障の確保という点と、自由な経済活動の両立の観点から、指定に伴う社会経済活動への影響を安全保障上の要請に基づく合理的、かつ、やむを得ない範囲に限定する必要があるということを定めております。

かなり抑制的、限定的な表現になっておりまして、これはどういうことかと申しますと、法案作成時、あるいは法律の制定過程におきまして、非常に大きな議論がございました。

この議論の中には、市ヶ谷を念頭に置いてされた議論ももちろんございますし、国会の中では、ストレートにそこについても御議論がされてきたと思います。

そうした経緯も踏まえて、どうなのかということについて今回検討させていただいたのですが、繰り返しになってしまいますが、防衛省の市ヶ谷庁舎の重要性につきましては、先ほど〇〇専門委員からございましたとおり、論をまたないところかなと思っております。

一方で、では、現地の状況はどうなのかということになりますと、まず、我が国の経済社会の中心であります東京都心の新宿区と千代田区にあるのが一つ。

それから、区域の全てが人口集中地区であるということ、いわゆる国会で議論されておりました密集した市街地にそのものずばり当たっている状況でございます。

また、土地取引件数も、当然のことながら、新宿区が入っておりますので、非常に多いことがございまして、例えば私どもが要件として考えておりました土地取引件数でございますが、人口20万人程度の土地取引件数といいますと、平均でいくと大体年間2,300件ぐらいでございます。最低でも2,000件くらいなのかなという数字でございまして、それに比べますと、新宿区は3倍以上ある状況でございます。

そういう状況がありまして、そうしたことを踏まえていきますと、安全保障等の確保と自由な経済活動の両立ということで、総合的に判断していくとどうなのかということになるかと思っております。

もう一つ、御指摘がありましたとおり、法制定時とは国民の考え方が大分変わってきているのではないかと。特にウクライナの関係でウクライナ情勢、あるいは先般も委員から御指摘がありました中国の海洋進出といった御議論といいますか、情勢の変化がある中で、どうなのかということになるわけでございますが、そういった点も含めて、私どもは検討させていただいたのですが、〇〇委員が御発言いただきましたように、最初のステップとしては、注視区域で進めさせていただくべきではないのかなと判断して、御提案させてい

ただいているものでございます。

それに併せまして、調査については、まさに〇〇委員から御指摘がありましたとおり、重要でございまして、非常に違いがある部分かなと思っております。

私どもも、うやむやにはしてはいけないということで、先ほどからの御説明の中でも、特定重要施設という表現が出てきております。これは、特定重要施設ではあるけれども、注視区域ですよという整理でございまして、そこは普通の重要施設とは違うという整理と私どももしておりますので、そこは明らかにする形もひとつ取りたいと思っています。

もう一点、より重点的に調査をやるべきではないかということでございましたが、特定重要施設でございまして、そこはしっかりとやっていくべきだろうと。ましてや、安全保障上、市ヶ谷は非常に重要だということは、私どもも承知しておりますので、それを踏まえた上で、調査をしっかりとやりまして、万全を期していきたいと考えているところでございます。

もう一点、〇〇委員から御指摘がありました、それぞれの特別注視区域から注視区域としているものについて、どうなっているのかということでございますが、手元に細かい数字を持っていませんが、ざくっとしたことを申し上げますと、土地取引件数でいきますと、私が先ほど申し上げたように、全ての地区について、当然のことながら、2,000件は超えてございます。

ただ、最大のものになりますと、非常に多うございまして、例えば名古屋とかでいきますと、2万7,000件くらい行くものもございまして。かなり差がある状況でございまして、最低でも2,000件はキープしつつ、2,300件が平均ですので、私どもとしては、できれば2,300件はクリアしたいと。2,000件をクリアしていれば、一応、要件的には合うという整理を今までしてきております。

あと、DID面積が大部分あるかということについては、私どもも図面を見まして、大部分かどうか、判断させていただいたところでございます。

もし必要であれば、また御説明させていただきたいと思っております。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

これにつきまして、何か御発言はございますか。

【専門委員】様々な御配慮をされた上で、最終的に御判断されているのは、よく理解いたしました。

他方で、スモールスタートからという考え方につきまして、私は、原則として、ほかの施設を考えたときに、非常に望ましいやり方なのだと思います。

他方、市ヶ谷地区について言えば、だんだん情勢が厳しくなっていくと、機能阻害行為が目に見え始めるといふか、そういう兆候がもし出てくると、多分、遅いのだと思います。

そういう意味で、私が先ほど来、最も大事な施設だと申し上げている趣旨は、そういうところに対しては、少なくとも保険をかけておかないといけないのではないかという趣旨

で申し上げております。

ですので、様々に御配慮いただいていることも理解いたしますし、土地取引件数が非常に多いのも実際にそうだと思います。

そういう意味で、届出を全部担っていくといったときに、一定の商取引に対する制約が出てき得るのかもしれないと思いますが、他方で、そのことと、実際に何か起きたときに、自衛隊の機能発揮が本当に阻害されてしまうことをはかりにかけると、今回のような結論に対してバイアスのかかった見方をしておりますが、それを申し上げた上で、果たして本当にいいのだろうかと思直に感じます。

特に、国民意識の変化について、多分、国会の場で、まさに国民の意識を体現した形で御議論がなされたということなのだと思いますが、それであるとすれば、そういった御感触もいま一度得ていただく必要はないのだろうかと思直に感じます。

ですので、最終的な結論について、今回の指定の中で、市ヶ谷地区について結論を出すのがいいかどうかということも含めて御検討いただけないかというのが私の率直な意見でございます。

【会長】ありがとうございます。

ほかに補足的な御意見、御発言はございますでしょうか。

事務局、いかがですか。

【事務局】今の御指摘の点につきまして、既に御説明したとおりでございますので、その点について、私どもとしては、この案でまずは進めさせていただきたいということでございます。

多分、特別注視区域と注視区域の違いは、届出があるかどうかということと、対外的な抑止効果なのではないかと思っております。

届出そのものにつきましては、私どもが調査をしっかりとやることで対応していきたいと思っておりますし、抑止効果に関しましては、私どもも少し思いが至っていなかったことはございますが、〇〇委員がおっしゃったように、特定重要施設であることを非常に大きくクローズアップして、我々が重点的にやりますよという姿を見せることによって、ある程度対応できるのではないかと感じたところでございまして、そうした形で進めさせていただいたら大変ありがたいと思っております。

【会長】ほかの方、御発言はいかがでしょう。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】〇〇専門委員がおっしゃる市ヶ谷本庁舎については、スモールスタートでということでは遅過ぎるのではないかという御意見も非常に切実な思いとして受け止めます。

一方で、例えば特定重要施設であり、注視区域に設定されていたものを、これはまずいといって、特別注視区域に格上げするのに、大体どのぐらいの時間がかかるものなのか、どのぐらいの手続が必要になるものなのか、この辺りを確認しておきたいと思っております。

【会長】事務局、お願いいたします。

【事務局】御質問の趣旨からいいますと、私どもとしましては、例えば一度注視区域に指定されたものについて、変更されることになりますと、事案がありましてから同じような手続ということになりますので、私どものほうで評価を改めていたしまして、特別注視区域のほうがふさわしいと判断いたしましたら、審議会に改めて意見聴取をさせていただいて、同じように公共団体に御相談して、関係行政機関の長の同意を得て、大臣告示をしてという形になります。そうしますと、事務手続を始めましてからおよそ2か月で指定変更ができる形になります。

もちろん、その前段階での御議論はあるかと思いますが、その準備段階は、案件によりますので、こういう状況なので速やかにということであれば、時間はかからないと思います。

一方で、今申し上げたのは、標準的な手続でございまして、これを短縮化しようとするということであれば、審議会を開催するものについて、例えば持ち回りでやらせていただくとか、日程調整にあまり時間をかけない。あるいは既に注視区域となっておりますので、特別注視区域に切り替えるだけでございますので、どのぐらい要るのかということを見ると、周知期間を非常に短縮することは可能かと思っております。

【会長】〇〇委員。

【委員】ありがとうございます。

今の議論ですが、特別注視区域と注視区域の違いは、届出があるか、ないかということとなります。特別注視区域に指定する方が、より抑止力があるかどうかという点は考えなくてはいけないと考えます。たとえ注視区域であっても、きちんと調査して、抑止力になるような形の運用に持っていくことで、特別注視区域であろうが、特別がついていない注視区域であろうが、区域指定をされたところでは、抑止力がきちんと機能するような形の運用に今後持っていくことが一番大事ではないかと思えます。そのため、こうした運用の体制も含めてきちんと強化することから始めることが重要であると考えています。

ただ、今後、時代の変化はありますし、人々の考え方の変化も出てくるものと考えられます。

今回、指定されている区域の土地利用が、時代の変化で大きく変わっていたり、あるいはかなり人口が減っていったり、あるいは新規の開発が起きたりすることも考えられます。そうした時代の変化に合わせて、今後、どのように区域指定の見直しなど検討していくのかも同時に今から考えていく必要があると思います。御指摘があったように、運用上も含めて、何かある前に、すかさず対応できるような形をきちんと考えていくことが非常に大事であり、基本的には、今回の指定の案については、賛成させていただきたいと思っております。

以上です。

【会長】ありがとうございます。

さらに、2回目の御発言がある方は、いらっしゃいますか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】失礼します。

今、〇〇委員や〇〇委員がおっしゃった、時代の変化に合わせてどう見直していくかという点は、本当に大事だと思いました。

今回、このリストを拝見して、これだけの区域を抽出し、地図を作成し、形にされたことに対する敬意を私も表したいと思います。

そして、時代や状況の変化に応じて、ここはもっと付け加えたほうがいいのか、格上げたほうがいいのかということ、今後、市ヶ谷のみならず、出てくる可能性は大いにあると思いますので、その具体的な手だては、今、委員の方々がおっしゃったように、きちんと想定しておくことが重要であると感じました。

ありがとうございます。

【会長】ありがとうございます。

〇〇委員がオンラインで御発言を希望されているようですので、どうぞお願いいたします。

【委員】聞こえていますでしょうか。

【会長】はい。聞こえております。

どうぞよろしくお願いいたします。

【委員】一つ教えていただきたいのですが、今の議論とも少し関連すると思いますが、周知・広報の仕方として、最後のページに「地方公共団体・関係業界団体等」と書かれておりますが、この周知も大分いろいろな自治体で進んでいると思うのですが、周知をする自治体が、行政単位なので、市レベルとかそういうレベルでやっているところもあれば、都道府県レベルでされているところもあると思うのです。

1点目の質問としましては、その辺りの行政単位のレベルというのですか、そういうものに基準か何かあるのかということと、例えば先ほど来議論になっております市ヶ谷のことについては、例えば東京都の新宿区になると思うのですが、新宿区という区レベルの発信になるのか、それとも、かなり重要なことだと思いますので、この辺りについて、都道府県レベルで情報を発信して、共有するべきことなのか。その辺りで何かお考えとか方針があれば、少し御説明いただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

【会長】どなたから。

【事務局】ありがとうございます。

広報担当の〇〇です。

第1回目、第2回目の指定に伴い、周知・広報を自治体の協力、連携をいただきながら進めてきましたが、それを通しての感触としては、行政単位で申し上げれば、都道府県よりもむしろ市町村、基礎的自治体のほうが、住民により近い、あるいは地元のことをより御存じであり、また、そうしたことを日頃から自分たちの広報誌やSNSというツールを用い

まして情報発信しているという面がありますので、市町村レベルのほうが、住民にとってなじみやすいかなという感触を受けております。

2点目ですが、今回、新宿区と千代田区になりますが、今後、こちらともやり取りさせていただきながら、情報発信は、できる手段をそれぞれすり合わせながら進めたいと考えております。

以上でございます。

【会長】〇〇委員、よろしいですか。

さらに御発言はございますでしょうか。

なければというわけではありませんが、少し整理させていただきますと、この審議会は決定する場ではなくて、事務局の御提案について、意見を皆さんから述べるということで、それを踏まえた上で、事務局といいますか、政府で判断されることになるのです。

議事録については、どういう意見があったかということについては公開されるという理解でもよろしいですね。

【事務局】はい。

【会長】ということは、この審議会で出た、例えば事務局に対しての疑義とか反対の意見の場合には、きちんと事務局サイドでそれに対して説明することが必要になってくると思っております。

3ページにございましたように、あくまでも総合的に勘案した結果として、指定しないことがあるわけですから、これ自体は、法的なルールに従って、自動的に出てくるものではなくて、基本方針等を含まれた上ですが、こちらで総合的に判断して、事務局が原案を出して決めることになると思っております。

そのときに、決め方の問題ですが、もちろん、この審議会もそうですが、それぞれのところについて、きちんと社会が納得できるような理由で説明できるかというところが一つのポイントになってくるかと思っております。そのときに、最初に〇〇委員がおっしゃいましたように、裁量とはいえ、一定のルールがあるならば、事務局、そして我々の審議会で承認したルールに従って判断した結果、こうなるというのは、一つの説明になり得ると思います。

そこで伺いたいのですが、いわゆる今回の場合、DID地域であって、人口20万の市町村と同等の土地取引件数があるか、それ以上ということですが、そちらに該当するところは全て、ある意味で言いますと、今回のケースにおいて、要は、特別注視区域と指定していないのかどうかという点について、いかがなんでしょうか。

具体的に申し上げますと、熊本のケースは、健軍は必ずしもそうではないと思います。

これと同等な形で、あるいはこれとの比較において、〇〇専門委員から御指摘がありました市ヶ谷のケースも、納得できるような説明ができるのかどうかポイントになってくるのではないかという気がいたします。

これはある意味で言いますと、非常に高度な政治的な判断を伴うことにもなるかと思

いますが、いずれにしても、社会からもそうだと思いますし、ここでもそうっておりますが、その点についてのいろいろな意見が出てきて、多分、議論が起こるところではないかと思えます。

そういう観点から考えたときに、今回のケースについて、どのように説明するか、きちんとした根拠、理由を考えていくのか。

その点について、率直にお話を伺ったほうがいいのかなという気がいたしております、こういう発言をさせていただきましたが、事務局のほうでコメントというか、御意見がございましたら、どうぞお願いします。

【事務局】ありがとうございます。

まず、経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ注視区域にしているものにつきましては、先ほど申し上げたように、12区域でございます。

一方で、要件として、DIDが大部分というものと、土地取引件数が中核市並み以上という2点をクリアしているものとなりますと、そのほかに、今、会長から御指摘がありました熊本県の健軍駐屯地がこれに該当するところでございます。

健軍駐屯地について少し詳しく申し上げますと、こちらの駐屯地でございますが、南西方面を警備区域といたします西部方面隊の総監部と関連部隊があるということで、まさに南西方面における陸上自衛隊の運用の要となる施設であると考えております。

そうした場合に、私どもが考えなければいけないところでございますが、こちらの資料にありますとおり、この2つの要件を満たす場合に、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記の1ポツを含めて、総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しないことがあるという言い方をしております。

私どもも、現下の安全保障という観点を突き詰めて整理して検討させていただいたのですが、先ほど来お話がありましたように、中国の海洋進出といったものを考えていかなければいけないだろうと思っております。

現下の安全保障をめぐる情勢が戦後最も厳しく、複雑な状況にあることは言わずもがなでございますが、例えばでございますが、国家安全保障戦略におきましては、こうしたことから、国境離島への不法上陸事案対策等に関しましても、武力攻撃のほか、それには至らない様々な対応、段階の危機にも切れ目なく的確に対処するとされておるところでございます。

また、総理の国会答弁、あるいは防衛省の国会答弁等におきましても、南西地域の防衛体制を強化していくことによって、国民の安全につながるということが発言されておられまして、まさに南西地域への対応は、防衛力の強化という意味での要になっている部分ではないかと理解しているところでございます。

こうしたことを踏まえますと、実際に、少なくとも南西地域への対応については、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえますと、特別注視区域として指定したほうがよいのではないかと判断してございます。

この点につきましては、例えばほかのもので、私どもが今まで整理してきたもので何かあるかと申し上げますと、海上保安庁の施設を注視区域として指定しておりますが、それらにつきましても、「管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるもの」ということで、同じように南西地域対応で、海上保安庁の施設として指定するという整理をしておりますので、同じ整理の仕方と考えているところでございます。

以上です。

【会長】ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして。

〇〇専門委員、どうぞ。

【専門委員】ありがとうございます。

すみません。度々発言させていただきます。

今の御説明はよく分かります。

日本全国の中で、どの地域を重視しないといけないのかというのは、まさに今おっしゃったとおりですし、国家安全保障戦略での位置づけも、まさに御説明のあったとおりでございます。

他方、決して揚げ足を取りたいということではないのですが、南西地域で何か起きたときに、健軍を中心にして、西部方面総監部を中心にして防衛力を発揮するといったときに、何が必要になるかということ、総理の決断であり、それを執行する防衛大臣の命令です。それがないと、幾ら現場の部隊があっても、動けないわけでございます。そういう意味で、私は、先ほど来指揮中枢が大事であると。

あるいは情勢の判断をする際に、ほかの通信所が随分たくさん特別注視区域に指定されておりますが、東千歳とか大井といったところで集めた情報を市ヶ谷で集約して、分析しておるわけでございます。

その能力が、まさに市ヶ谷に所在しております情報本部でやっておるわけでございまして、ここの施設に対する機能阻害行為は、まさに日本の防衛力の発揮を麻痺させかねない重大なものになりかねない。そういう意味で、私は御指摘させていただいているつもりでございまして。

ですので、熊本について、例外的な扱いをしておる理由につきましては、事務局の御判断は全く正しいものだと私は思います。

ですので、勝手を申し上げれば、加えて、市ヶ谷地区については、御再考いただかないといけないのではないかというのが私の意見でございます。

失礼しました。

【会長】ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

〇〇委員。

【委員】ありがとうございます。

まさに市ヶ谷は、安全保障上の観点と社会経済上の観点の2つの要請のバランスが本当に難しいということが今回の議論の中で非常に浮かび上がったと思います。

事務局からも、非常に詳しい背景事情についての御説明もいただきましたし、〇〇専門委員からの御懸念も伺いましたし、会長が先ほど出してくださったボーダーラインとしてのケースは、非常によい事例であると思いました。より危険な地域に近いという観点は重要であろうと。

一方、市ヶ谷については、ある意味で今回の議論の中では、必ずしも直接には言及されませんでしたでしたが、かなり監視は行き届いているという要素もあるのではないかと。

逆に、周辺の危険な地域については、干渉するのは非常に難しい状況もあるので、そういう意味では、そちらの特別注視区域の判断を重視するという判断もあるのではないかとのお話も伺いました。

今日伺った議論を全て考慮して、まさに先ほど会長がおっしゃった総合的な判断ということになると思われるわけですが、最終的には、法令上のルールに従って、これらの議論を尽くした上で、我々委員が主体的に判断すべきであろうと考えております。

私自身は、今日、様々な情報をいただきまして、市ヶ谷も含めて原案に賛成したいと思います。

【会長】ありがとうございました。

ただ、私が考えますのは、この審議会として、どのように結論を出すかということになるかと思えます。

最終的に、例えばここで反対が多数だったから、却下するというわけではなくて、あくまでもここで意見を述べて、それを参考にして、最終的に決定していただくこととなりますので、どういう意見を述べたかということについては、この審議会として、責任ある形でちゃんと記録に残しておくことが必要かと思っております。

やり方としましては、市ヶ谷を除いて承認するのは、皆さん異論がないかと思っておりますし、そういうやり方でいいのか、あるいはこれはこれとして、今のタイミングその他を含めて、審議会としておおむね了承だけでも、こういう意見もあったという形で整理しておくのか。

いずれにしても、これだけ重要なことにつきまして、皆さんの御意見を伺いましたし、とても重要な御発言があったと思いますので、それは記録にとどめておき、あくまでも今後の議論の参考にしていただくことは必要かと思っております。

したがって、多数決を採るような話ではございませんので、ここはそういう発言があったことを記録するというので、そういう扱いでよろしいでしょうか。

ただ、いずれにしても、これが出た場合に、必ずいろいろな議論が出てくると思えますし、そのときに、皆さん方も含めてですが、審議会としては、これを了承したのかという意見が一方では出てきて、他方で、審議会では何が議論されたということが、すぐにはないですが、当然注目されることになると思えます。

そのことを考えた上で、最終的にまとめるといいでしょうか、御了承いただければと思いますが、今申し上げましたように、私といたしましては、多くの方は、現時点でということですが、原案どおりであり、他に市ヶ谷の問題については再考すべきであるという御発言もあったということ記録に残す形で、今日の審議会のところは整理させていただければと思います。

それ以外の部分については、全く異論がなかったと思います。

そういうことでよろしいでしょうか。

会長として、独断は入ったかもしれませんが、事務局、いかがですか。

【事務局】私どもの受け止めでございますが、おおむね御了承いただいたと考えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、市ヶ谷については、御意見がございました部分につきまして、そのように御意見があったことも併せて、私どもとして、どんな御意見があったのかについてはお話しするようにしたいと思います。そのような理解でよろしいでしょうか。

【会長】私はいいかと思いますが、皆さんよろしいでしょうか。

オンラインの〇〇委員もよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】そういう形をお願いいたします。

大変難しい議論になってしまったようですが、そういうことで御了解いただきましたが、ほかに今まで議論したことと違うことで、何か御発言、御意見はございますでしょうか。よろしいですか。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】今後、市町村に説明していくわけなのですが、地図を見せていただいた結果、例えば千歳や山形市、阿見町、小美玉市とかの特別注視区域に入っているところで、市街地、あるいは住宅地が含まれているところが私のカウントでは14区域ぐらいありました。

こうした既成市街地が入っている特別注視区域については、今後、特に丁寧に届出をしていただく必要がありますので、地元の宅建業者とともに全国の宅建業者に対しても説明や周知の徹底をお願いしたいと思います。

以上です。

【会長】それはよろしいですね。

ありがとうございます。

〇〇委員、どうぞ。

【委員】度々失礼いたします。

まさに今の〇〇委員の御指摘に関連しまして、近年では、インターネットで広く空き家、空き地の流通を促進しようといういろいろな取組が進んできております。

そうしますと、必ずしも既存の業界に関わっていないけれども、不動産に携わっている関係者もいい意味で増えてきていると思いますので、そうした方々にもこの情報がきちん

と届くような形になればと希望しております。

ありがとうございます。

【会長】ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、他に意見がないようでございます。

様々な観点から大変貴重な御意見をいただいたと思っておりますので、事務局におかれましては、先ほどのことも含めましてですが、今後の業務の参考として反映していただくようによろしくお願いいたしますと思います。

それでは、これ以上御意見はないようでございますので、これで討議を終えたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、星野副大臣よりお言葉を一言いただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【星野副大臣】本日も大変貴重な多くの御意見をいただきまして、感謝申し上げます。

大変素晴らしい議論ができたのではないかと考えております。

本日いただいた意見を踏まえて、3回目の区域の指定に向けて、地方公共団体からの意見聴取や、関係行政機関との協議などを進めてまいります。

安全保障をめぐる情勢が厳しさを増す中、重要土地等調査法の重要性は一層高まっておりますので、委員の皆様方におかれましては、引き続き専門的な御知見、視点から御意見をいただければと考えております。

今日議論に上っております健軍には、私は一度訪問させていただいたことがありまして、その場所の土地勘もあります。これは大変重要な点で、今日委員の皆さんから出いただいた意見は大変重要なところなので、しっかりと引き継いで議論を進めていかなければいけないと改めて実感したところでございます。

今後とも御指導、御支援をいただければ幸いです。

本日は誠にありがとうございました。

【会長】星野副大臣、ありがとうございました。

それでは、続きまして、中野大臣政務官からもお言葉をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

【中野政務官】ありがとうございます。

本日も、お忙しい中ではありますが、慎重に審議を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げさせていただきたいと存じます。

冒頭、高市大臣から、1回目、2回目の指定に当たりまして、合わせて219の区域の指定をさせていただきました。

この点については、本当に皆様方に感謝させていただくとともに、今後はもっと指定区

域が増えてまいります。区域に当たる土地や建物の所有・利用状況の調査など、法の執行、制度運用を含め、着実に進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

また、住民の方々に御理解いただけることが大変重要なことですので、引き続き法の趣旨、また、制度について御理解いただけますよう、広報や周知活動につきましてもこれからも全力を尽くしてまいりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

ぜひ今後とも御指導を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

【会長】中野大臣政務官、ありがとうございました。

それでは、最後になりますが、私から本日の資料及び議事録の取扱いに関しまして、一言申し上げておきます。

まず、本日の資料のうち、具体的な個別の区域図につきましては、今後、関係地方公共団体から意見聴取を行うためのものをごさしまして、現時点でこれを公にしますと、地域住民の方々の間に混乱を生じさせるおそれや、関係地方公共団体と国との間の率直な意見交換が損なわれるおそれがございます。そのため、審議会運営規則7条3項に則りまして、非公表とさせていただきます。

次に、議事録につきましては、審議会運営規則8条2項に則りまして、発言者名を伏せる形で議事録を公表することといたします。

議事録の公表に先立ちまして、事務局から皆様に対しまして内容の確認をお願いする予定でございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上、これもちまして、本日予定しておりました議事は全て終了いたしましたので、これで終わりとさせていただきますが、次回の会議の日程等につきましては、追って事務局から御連絡をさしあげることにはしたいと思いますが、事務局はこれでよろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、本日は、大変貴重な御意見をありがとうございました。

これで終了とさせていただきます。

大臣、どうもありがとうございました。